

特別養護老人ホーム 湖の花 入居料金表(負担割合1割)

令和3年10月1日現在

1. サービス利用料金

単位:円(介護職員処遇改善・特定処遇改善加算を含む)

	負担段階	負担割合	介護負担	居住費	食費	おやつ	日額	月額(31日)
要介護度1	第1段階	1割負担	757	820	300	100	1,977	61,287
	第2段階			820	390	100	2,067	64,077
	第3段階①			1,310	650	100	2,817	87,327
	第3段階②			1,310	1,360	100	3,527	109,337
	第4段階			3,000	1,570	100	5,427	168,237
要介護度2	第1段階	1割負担	835	820	300	100	2,055	63,705
	第2段階			820	390	100	2,145	66,495
	第3段階①			1,310	650	100	2,895	89,745
	第3段階②			1,310	1,360	100	3,605	111,755
	第4段階			3,000	1,570	100	5,505	170,655
要介護度3	第1段階	1割負担	920	820	300	100	2,140	66,340
	第2段階			820	390	100	2,230	69,130
	第3段階①			1,310	650	100	2,980	92,380
	第3段階②			1,310	1,360	100	3,690	114,390
	第4段階			3,000	1,570	100	5,590	173,290
要介護度4	第1段階	1割負担	1,000	820	300	100	2,220	68,820
	第2段階			820	390	100	2,310	71,610
	第3段階①			1,310	650	100	3,060	94,860
	第3段階②			1,310	1,360	100	3,770	116,870
	第4段階			3,000	1,570	100	5,670	175,770
要介護度5	第1段階	1割負担	1,078	820	300	100	2,298	71,238
	第2段階			820	390	100	2,388	74,028
	第3段階①			1,310	650	100	3,138	97,278
	第3段階②			1,310	1,360	100	3,848	119,288
	第4段階			3,000	1,570	100	5,748	178,188

☆食費単価は、朝:250円 昼:620円 夕:700円です。食数によりご負担頂き、各段階の食費が1日の上限になります。

2. 基本的加算料金(毎月【1. サービス利用料金】に加算されるもの)

単位:円

加算種類	1割負担	加算の内容
☆上記のサービス利用料金に下記の①～③の加算に④か⑤の加算のどちらかが加わります。(介護職員処遇改善・特定処遇改善加算を含む)		
①看護体制加算(Ⅰ)口	5	常勤の看護師を1人以上配置しています。
②看護体制加算(Ⅱ)口	10	看護職員を常勤換算で基準数以上配置し、24時間の連絡体制を確保しています。
③夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	20	夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っています。
④日常生活継続支援加算(Ⅱ)	54	新規入居者数のうち日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する人数の占める割合が65%以上の場合該当します。
⑤サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20	介護職員の総数に対して介護福祉士を60%以上配置しています。 ⑤の加算が該当しない場合、この加算を適用します。
基本的に①～④の加算が毎日加算対象*89円/日となります。 ④の加算が非該当となる場合は①～③と⑤が加算対象*55円/日となります。 毎月の請求書にてご確認ください。		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	232 (月額)	外部のリハビリテーション専門職等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成しています。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	83/1,000	所定単位数に8.3%を乗じた単位数が加算されます。 介護職員の処遇改善のための加算です。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	27/1,000	所定単位数に2.7%を乗じた単位数が加算されます。 介護職員等の処遇改善のための加算です。

◆利用者の負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

◆負担段階については、収入等により4段階に区分されています。

区分については、市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」を取得し、施設に提出して下さい。

その他のご利用料金ご案内

3. 介護保険サービス加算料金

単位:円(介護職員処遇改善・特定処遇改善加算を含む)

加算種類	1割負担	加算の内容
初期加算	35	入居後30日に限り加算されます。 入居後30日以上入院され、再び施設に戻られた場合も同様です。
療養食加算	7 (1回)	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算されます。 (1日3食を限度で、1食を1回として加算されます。)
排せつ支援加算(Ⅰ)	12 (月額)	排せつに介護を要する入居者に対して、要介護状態を軽減できる取り組みを行い、厚労省へ情報を提出して適切かつ有効な実施のために情報を活用した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	17 (月額)	上記Ⅰに加え、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化が無い、またはおむつ使用から使用無しに改善した場合に加算されます。 *ⅠかⅡかⅢのいずれかが加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	24 (月額)	上記Ⅰに加え、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化が無い、かつおむつ使用から使用無しに改善した場合に加算されます。 *ⅠかⅡかⅢのいずれかが加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4 (月額)	褥瘡発生のリスクについて指標を用いて定期的に評価し、厚労省への情報提供を行い、計画を作成して定期的な見直しなどの管理をした場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	15 (月額)	上記Ⅰに加え、褥瘡発生のリスクがあるとされた入居者について褥瘡発生がない場合に加算されます。*ⅠかⅡのどちらかが算定されます。
外泊時費用(外泊・入院時)	286	1か月につき6日以内の外泊・入院をされた場合に所定単位数に代えて算定されます。
看取り介護加算(Ⅰ)	84 (死亡日以前31~45日)	医師により回復の見込みがないと診断され、入居者又はご家族等が看取りをご希望された場合に加算されます。死亡以前45日を上限として、当施設在籍中(入院時含む)の期間に加算されます。
	168 (死亡日以前4~30日)	
	788 (死亡日以前2日又は3日)	
	1,485 (死亡日)	
安全対策体制加算	24 (月額)	入居時、1回に限り加算されます。 外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しています。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	104 (月額)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施し、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行った場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	232	医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、管理栄養士が医療機関と相談の上栄養ケア計画の原案を作成した場合に1回に限り加算されます。
経口移行加算	33	経管栄養実施者の内、医師の指示を受けた方に経口移行計画を作成し、栄養管理及び支援を実施します。180日以内の期間に限り加算されます。
経口維持加算(Ⅰ)	464 (月額)	摂食機能障害により誤嚥が認められることから特別の管理が必要と医師の指示があった方に管理栄養士等が特別な管理の経口維持計画を作成し実施します。
経口維持加算(Ⅱ)	116 (月額)	経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師等が1名以上加わるにより質の高い経口維持計画を策定した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	139	若年性認知症の方を受入れ、その方の特性やニーズに応じた施設サービスを提供した場合に加算されます。

4. その他の料金

単位:円

特別な食事	実費	入居者の希望に基づいて特別な食事を選択された場合
娯楽・行事費用	実費	入居者の希望により娯楽や行事に参加された場合
理容・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10	1通につき
文書料	1,000	1通につき(入居証明書、領収証再発行など)
貴重品管理	1,000 (月額)	★原則、貴重品の管理はお断りしています。 当施設で預金通帳、金融機関届出印、年金証書などを管理した場合。
電気製品持込み費	1品10円~ 50円	★携帯電話、テレビ、電気毛布等家電品の持込み費用として1品に対して日額で請求します。
その他の費用	実費	入居者の希望による日常生活上の費用

介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

特別養護老人ホーム 湖の花 入居料金表（負担割合 2割 3割）

令和3年10月1日現在

1. サービス利用料金

単位:円(介護職員処遇改善・特定処遇改善加算を含む)

要介護度	負担割合	介護負担	居住費	食費	おやつ	日額	月額(31日)
要介護度1	2割負担	1,513	3,000	1,570	100	6,183	191,673
	3割負担	2,270	3,000	1,570	100	6,940	215,140
要介護度2	2割負担	1,670	3,000	1,570	100	6,340	196,540
	3割負担	2,505	3,000	1,570	100	7,175	222,425
要介護度3	2割負担	1,840	3,000	1,570	100	6,510	201,810
	3割負担	2,759	3,000	1,570	100	7,429	230,299
要介護度4	2割負担	2,000	3,000	1,570	100	6,670	206,770
	3割負担	3,000	3,000	1,570	100	7,670	237,770
要介護度5	2割負担	2,155	3,000	1,570	100	6,825	211,575
	3割負担	3,232	3,000	1,570	100	7,902	244,962

☆食費単価は、朝:250円 昼:620円 夕:700円です。食数によりご負担頂き、各段階の食費が1日の上限になります。

2. 基本的加算料金(毎月、【1. サービス利用料金】に加算されるもの)

単位:円

加算種類	2割負担	3割負担	加算の内容
☆上記のサービス利用料金に下記の①～③の加算に④か⑤の加算のどちらかが加わります。(介護職員処遇改善・特定処遇改善加算を含む)			
①看護体制加算(Ⅰ)口	9	13	常勤の看護師を1人以上配置しています。
②看護体制加算(Ⅱ)口	19	29	看護職員を常勤換算で基準数以上配置し、24時間の連絡体制を確保しています。
③夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	40	60	夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っています。
④日常生活継続支援加算(Ⅱ)	107	160	新規入所者数のうち日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMIに該当する人数の占める割合が65%以上の場合該当します。
⑤サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	40	60	介護職員の総数に対して介護福祉士を60%以上配置しています。⑤の加算が該当しない場合、この加算を適用します。
基本的に①～④の加算が毎日加算対象*2割負担で175円/日、3割負担で262円/日となります。 ④の加算が非該当となる場合は①～③と⑤が加算対象*2割負担で108円/日、3割負担で162円/日となります。 毎月の請求書にてご確認ください。			
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	464 (月額)	696 (月額)	外部のリハビリテーション専門職等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成しています。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	83/1,000		所定単位数に8.3%を乗じた単位数が加算されます。介護職員の処遇改善のための加算です。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	27/1,000		所定単位数に2.7%を乗じた単位数が加算されます。介護職員等の処遇改善のための加算です。

◆利用者の負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

その他のご利用料金ご案内

3. 介護保険サービス加算料金

単位:円(介護職員処遇改善・特定処遇改善加算を含む)

加算種類	2割負担	3割負担	加算の内容
初期加算	69	104	入居後30日に限り加算されます。入居後、30日以上入院され、再び施設に戻られた場合も同様です。
療養食加算	13 (1回)	19 (1回)	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算されます。(1日3食を限度として、1食を1回として加算されます。)
排せつ支援加算(Ⅰ)	23 (月額)	35 (月額)	排せつに介護を要する入居者に対して、要介護状態を軽減できる取り組みを行い、厚労省へ情報を提出して適切かつ有効な実施のために情報を活用した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	34 (月額)	51 (月額)	上記Ⅰに加え、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化が無い、またはおむつ使用から使用無しに改善した場合に加算されます。 *ⅠかⅡかⅢのいずれかが加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	48 (月額)	72 (月額)	上記Ⅰに加え、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化が無い、かつおむつ使用から使用無しに改善した場合に加算されます。 *ⅠかⅡかⅢのいずれかが加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	7 (月額)	10 (月額)	褥瘡発生のリスクについて指標を用いて定期的に評価し、厚労省への情報提供を行い、計画を作成して定期的な見直しなどの管理をした場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	30 (月額)	44 (月額)	上記Ⅰに加え、褥瘡発生のリスクがあるとされた入居者について褥瘡発生がない場合に加算されます。*ⅠかⅡのどちらかが算定されます。
外泊時費用(外泊・入院時)	571	856	1か月につき6日以内の外泊・入院をされた場合に所定単位数に代えて算定されます。
看取り介護加算(Ⅰ)	168 (死亡日以前31~45日)	251	医師により回復の見込みがないと診断され、入居者又はご家族等が看取りをご希望された場合に加算されます。死亡以前45日を上限として、当施設在籍中(入院時含む)の期間に加算されます。
	335 (死亡日以前4~30日)	502	
	1,576 (死亡日以前2日又は3日)	2,364	
	2,970 (死亡日)	4,455	
安全対策体制加算	48 (月額)	72 (月額)	入居時、1回に限り加算されます。外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しています。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	207 (月額)	311 (月額)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施し、介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行った場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	464	696	医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、管理栄養士が医療機関と相談の上栄養ケア計画の原案を作成した場合に1回に限り加算されます。
経口移行加算	65	97	経管栄養実施者の内、医師の指示を受けた方に経口移行計画を作成し、栄養管理及び支援を実施します。180日以内の期間に限り加算されます。
経口維持加算(Ⅰ)	928 (月額)	1,392 (月額)	摂食機能障害により誤嚥が認められることから特別の管理が必要と医師の指示があった方に管理栄養士等が特別な管理の経口維持計画を作成し実施します。
経口維持加算(Ⅱ)	232 (月額)	348 (月額)	経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が1名以上加わることにより質の高い経口維持計画を策定した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	278	417	若年性認知症の方を受入れ、その方の特性やニーズに応じた施設サービスを提供した場合に加算されます。

4. その他の料金

単位:円

特別な食事	実費	入居者の希望に基づいて特別な食事を選択された場合
娯楽・行事費用	実費	入居者の希望により娯楽や行事に参加された場合
理容・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10	1通につき
文書料	1,000	1通につき(入居証明書、領収証再発行など)
貴重品管理	1,000 (月額)	★原則、貴重品の管理はお断りしています。 当施設で預金通帳、金融機関届出印、年金証書などを管理した場合。
電気製品持込み費	1品10円~ 50円	★携帯電話、テレビ、電気毛布等家電品の持込み費用として1品に対して日額で請求します。
その他の費用	実費	入居者の希望による日常生活上の費用

介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度に関係なく共通料金です。